

内閣参質二二一第一〇一号

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員仁比聡平君提出独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する再質問に対する答弁書

一の1及び2について

お尋ねについては、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）からの報告によれば、御指摘の「目的」に関する「書類をもって」、「説明を受け」、「確認した」とのことであるが、これ以上の詳細については、御指摘の株式会社の事業に関する情報であることから、お答えすることは差し控えたい。

一の3について

お尋ねについては、先の答弁書（令和八年七月十日内閣参質二二一第六六号）一の2について及び一の4についてで述べたとおり、JCHOからの報告によれば、御指摘の「逸失利益」について、JCHOは、一の1で御指摘の株式会社から「本件土地」をマンションとして開発した場合にマンション各戸を売却した際に得られる利益であるとの説明を受け、当該「逸失利益」を含めた当該「本件土地」の購入代金を支払うこととしたとのことであるが、御指摘のように「更に具体的に説明」するためには、その受けた

説明の詳細についてお示しする必要があるところ、その詳細については、御指摘の株式会社の事業に関する情報であることから、お示しすることは差し控えたい。

二について

お尋ねについては、JCHOからの報告によれば、御指摘のとおりであるとのことである。

三の1について

お尋ねについては、御指摘の「本件土地」の購入について検討していた当時においては、JCHOが策定した「独立行政法人地域医療機能推進機構役員会及び委員会規程」第二条において、「役員会は、理事長が決定すべき事項のうち、重要な事項を審議する」と規定されていたところ、御指摘の「本件土地」の購入については、JCHO内の病院の建て替えに関する事項であり、かつ、その購入は高額な取引であることから、当該重要な事項として審議すべきものであったと考えられるが、JCHOからの報告によれば、当該重要な事項に該当する案件が明確化されておらず、従前から、理事長、関係役員等を構成員とし、JCHO内の病院の大規模な建て替え、整備等の投資の検討を行う会議において審議が行われた案件は全て役員会への報告事項とする運用であったため、当該「本件土地」の購入を含めたJCHO船橋中央

病院の建て替え、整備等についても、当該会議において審議した上で、役員会へは報告にとどまっていたとのことである。

三の2について

前段のお尋ねについては、JCHOからの報告によれば、建築費の高騰等を踏まえ、建て替えの在り方等について具体的に検討を進めているとのことである。後段のお尋ねについては、当該報告によれば、御指摘の「本件土地」については、JCHOにおいて、患者の利便性を高めることができること等を考慮して選定したとのことである。